

「群馬県ふるさと伝統工芸品展」会場設営等実施業務 企画提案用仕様書

※ 本仕様書は公募段階のものであり、詳細については、採用された企画提案に基づき
主催者と協議の上決定する。

1 業務の名称

「群馬県ふるさと伝統工芸品展」会場設営等実施業務

2 業務の趣旨

群馬県の郷土の自然と生活の中で育まれた「群馬県ふるさと伝統工芸品」（以下、伝統工芸品）を広く周知し、本県の伝統工芸品産業の普及啓発を図ることを目的とする。

3 契約期間

契約締結の日から令和8年6月15日（月）まで

（会場撤去作業は、6月8日（月）中に必ず完了すること。）

4 開催概要

（1）会期 令和8年6月5日（金）～6月8日（月）の4日間
午前10時～午後5時（8日（月）は4時まで）

（2）会場 県庁1階 県民ホール（前橋市大手町1-1-1）

（3）内容

- ・伝統工芸品の展示、解説及び販売、製作の実演
- ・和菓子等飲食物の販売

5 企画提案に係る基本事項

（1）業務実施スケジュール案

期日	時間	実施内容
6月4日（木）	9時～18時 14時～16時	設営、装飾 商品搬入（各製造者が実施）
5日（金）	10時～16時	
6日（土）	10時～16時	和菓子出展者入替
7日（日）	10時～16時	和菓子出展者入替
8日（月）	10時～16時 16時～18時	解体、搬出、清掃、点検

(2) 展示会の構成

会 場	実施内容
県民ホール北側	・伝統工芸品の展示・販売、製作の実演・体験 等
県民ホール南側	・伝統工芸品および和菓子等のコラボブースの設置 ・和菓子等飲食物の販売

(3) 出展者について

出展する伝統工芸品製造者及び和菓子等事業者の選定については、県が行う。

(4) 展示装飾に関するコーディネーターとの連携について

会場の展示装飾については、群馬県ふるさと伝統工芸士会（以下、伝統工芸士会）が契約するコーディネーターと連携の上、実施するものとし、そのための必要な打合せ等を適宜行うこと。（※コーディネーターへの報酬については今回の積算に含まない）

(5) 会場設営及び装飾について

<全体>

- ・来場者が会場を回遊したくなる仕掛けを提案・実施すること。
- ・本展示会の趣旨にふさわしい展示コンセプトとし、会場全体をバランスよく、一體的に配置すること。
- ・来場者の動線を考慮した上で、効果的な展示装飾及びレイアウトとすること。
- ・来場者の安全対策（感染症対策を含む）を行うこと。
- ・出展事業者との各種調整（搬出入、ブースにかかる電源、装飾、備品等）を行うこと。
- ・レイアウトや使用物品等に変更が生じた場合は、速やかに対応すること。
- ・開催期間終了後、速やかに撤去及び原状復帰すること。
- ・会場は県が手配するため、会場予約の業務は発生しない。（※会場費については今回の積算に含まない）
- ・会場全体で本展示会の雰囲気に適したBGMを流すこと。

<伝統工芸品の展示・販売等>

①展示・販売

- ・県民ホール北側を利用し25品目程度の展示・販売が行えるように配置すること。
- ・来場者の視覚に訴えかけ、伝統工芸品の魅力が伝わるような展示とすること。
- ・展示・販売スペースは、1出展者あたり最低90cm×180cmのスペースを確保すること。
- ・刃物類については、ケースでカバーをする等、来場者に危険が及ばないよう展示を行うこと。

②製作実演・体験

- ・県民ホール北側において、群馬県ふるさと伝統工芸士（以下、伝統工芸士）による伝統工芸品の製作実演や体験を行うため、1品目 180cm×270cm の箱舞台を基本とし、5品目程度の製作実演・体験が行えるようブースを配置すること。
- ・実演を行う伝統工芸士については、希望により、展示・販売スペースを兼ねる配置にすること。
- ・畳の設置やビニールシートによる床面の養生などを行うこと。
- ・伝統工芸品の魅力や伝統工芸士のものづくりに対する“思い”を広く県民に知つてもらえるよう、SNS を活用した情報発信やブース装飾を行うこと。

＜和菓子等の販売＞

- ・和菓子等の出展事業者について、県民ホール南側を利用し、1日あたり 5～10 社程度の販売が行えるように配置すること。
(出展事業者については、入れ替えが発生することを想定)
- ・出展事業者と適宜連携し商品の展示・販売ブースは来場者の購買意欲を高めるよう工夫すること。
- ・パネルや看板等は、出展者を入れ替えることを想定して作成及び装飾を行うこと。

＜伝統工芸品 × 和菓子等のコラボブースの設置＞

- ・伝統工芸品と和菓子等のコラボなど、伝統工芸品、和菓子等の双方の購買意欲を高めるブースを設置すること。
- ・伝統工芸品が日常においてどのような活用方法があるのか、具体的にイメージが伝わるよう工夫すること。

（6）群馬県所有の備品類について

会場設営に当たり、以下の備品類が使用可能であるため、有料レンタル品等を積算しないこと。

- ・折りたたみいす
- ・折りたたみテーブル（幅 1.8m×奥行 0.45m×高さ 0.7m）※展示及び即売等に使用
- ・箱舞台（幅 1.8m×奥行 0.9m×高さ 0.3m）
※展示及び製作実演等に使用

（7）委託内容

委託内容	留意事項
会場装飾物搬入及び搬出作業	
会場設営及び撤去作業	契約期間内に撤去作業を完了すること。
会場装飾及びその他展示会に必要な物品	委託契約の仕様に記載される見込みの事項について、下記「※会場設営等に際して必ず用意するもの」を参照
その他必要な作業	

※会場設営に際して必ず用意するもの

会場装飾、装飾用品、サイン等について企画提案を行うものとするが、次の事項に掲げるものは必ず用意すること。

<伝統工芸品の展示・販売等>

必ず用意するもの	主な仕様
解説看板	<ul style="list-style-type: none">・伝統工芸品及び伝統工芸士会についての解説看板を作成し、会場内に配置すること。・なお、解説看板には群馬県ふるさと伝統工芸品マップを掲載すること。・作成に必要なデータについては、県が提供する。
キャプション	<p>①展示用…伝統工芸品の解説 ※群馬県地図を入れて、工芸品の製造地域が目立つ ようなデザインにすること。 ※対象：展示のみの出展者（販売を行わない）</p> <p>②展示・販売用…上記と同じ ※対象：展示と販売の両方を行う出展者</p> <p>③製作実演・体験用…伝統工芸品の名称・製造者名 ※対象：製作実演・体験用を行う出展者</p> <p>①～③いずれもパネル・自立式とし、会場のレイアウト等に合わせたサイズとする。（対象の品目数×1枚）</p>
展示・販売スペース	<ul style="list-style-type: none">・展示、販売品目は、来場者が見やすいように立体的に配置できるよう工夫するなど、品目に応じて効果的な展示を行うこと。・展示場所（折りたたみテーブル、または箱舞台）にクロスやパンチカーペット等で装飾するほか、姿見1個を用意すること。
実演・体験スペース	<ul style="list-style-type: none">・5品目程度の実演・体験が可能となるスペースを確保し、箱舞台上に畳敷き、または床面をブルーシート等で養生するものとする。・観覧者の長時間滞在や無断撮影を回避する看板（注意呼びかけ）を設置したりして、観覧の効率性を確保するとともに、実演者の安全面やプライバシーに配慮すること。・実演の状況により、期間中に実演品目を入れ替える場合がある。
その他	<ul style="list-style-type: none">・展示看板等に効果的に「群馬県ふるさと伝統工芸品マーク」を使用すること。

(8) 情報発信業務

- ・地域企業支援課公式Instagram(jiva_gunma)アカウントにおいて、広告設定を行うこと。ただし、投稿については県が行う。

- ・上記のほかに、SNS 等を活用し、来場者増加や伝統工芸品の認知度向上のため、イベント開催の告知等の情報発信を行うこと。

(9) その他

- ・本仕様書の記載事項に限らず、本県伝統工芸産業の魅力を発信するために有効と思われる企画提案を行うこと。
- ・実施に伴い必要になる各関係機関（保健所、消防署等）への届出の手続きを行うこと。
- ・委託により作成された成果品に関する全ての権利（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む）は、群馬県に帰属する。
- ・本業務は、国の交付金（地域未来交付金等）を財源に実施する予定のため、法令、国及び県の会計、財務規定に従った処理を行うこと。また、適正な経理が行われていることを確認するため、中間検査及び完了検査、事業終了後の事務監査等（国の会計実地検査を含む）を行う場合がある。なお、本事業に関する証拠書類は、事業終了後5年間保存すること。
- ・仕様書に記載のない事項については、その都度、県と協議して決定すること。